

# 職場体験実習補償事業における重要なお知らせ 2026.04～

※申請前に、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

## 1 申請受付について

これまで申請内容について不明瞭な点が見受けられた場合は、その都度職員より電話にて上実習の詳細を確認させていただき、適宜、加筆・修正をいただいておりますが、昨今の申請件数の増加により対応が出来かねる状況となっております。そのため、一部例外を除き、**入力された内容を“正”とみなし「受付完了」とさせていただきます。**ついては、ご申請の際は、貴社の責任において、これまで以上に、下記留意点をご理解いただいた上で情報をご入力ください。ご申請に関しては、**下記留意事項を反映いただいたものとみなし、申請に関する「承認（もしくは不承認）」の決定をします。**

### 《補償事業の目的》

実習者（障害のある方）が実習中に傷害を負った場合や、実習先で第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償をすることで、実習者及び実習を受け入れた企業等の負担を軽減し、さらなる実習の推進を図ることを目的としています。

※事業目的に該当しない申請については、**不承認（無効）**となります。

## 2 申請時の留意事項

◆利用を希望する場合は、**必ず実習開始日の5営業日前までにご申請ください。**※当財団は、土日・祝日が休業日です。

【申請例】実習開始日 2026年4月13日（月）→申請期限 4月6日（月）

実習開始日 2026年5月7日（木）→申請期限 4月24日（金）

◆不承認（無効）の場合は、電子受付システムの申請一覧データより削除され、履歴も閲覧できなくなりますのでご注意ください。また、**不承認の連絡はしておりません。**

【不承認事例】4営業日前の申請／職業紹介事業サービス利用の実習／採用選考上の実習等

◆補償対象か否かの最終的な判断は、保険会社が保険金の請求の都度行うものであり、東京しごと財団は一切関与することはできません。

◆財団⇔保険会社の保険契約の補償範囲は「日常・レジャーの範囲」に限ります。

実習内容が道路交通法や、警備業法（1号業務～4号業務）などに規定される作業内容は**補償対象外**です。

【例】公道への車の誘導等を含むガソリンスタンドスタッフ業務の実習等

◆実習内容については、実習先となる企業へ内容をご確認（把握）いただいた上で詳細業務をご記載ください。事故が発生した場合に、申請内容が財団（第三者）が理解しえない表記ですと、保険会社の判断により「不備」とみなされ、補償対象外となる可能性がございます。

【記入例】	×	軽作業	→	○	販売商品の社内運搬、商品の袋詰め、コンテナ清掃・管理
	×	清掃業務	→	○	ビル内共用部分の清掃、社内の廃棄物回収・分別、キッチン内消毒作業

◆下記の事業を生業（なりわい）としている企業で事業を利用した職場体験実習は、**補償対象外**です。

・有料職業紹介事業／人材派遣事業

・障害者雇用に関するコンサルティング及び支援サービス事業

【例】実習のコーディネート、農園型サービス、サテライトオフィス型サービス等

ただし、**上記事業を担当する職員（社員・スタッフ）の行っている業務を体験する場合は対象**となります。その場合には**必ず【備考】欄に下記文言を必ずご記入ください。**

下記事業を生業としている場合

【備考欄記入例】	有料職業紹介事業	職業紹介事業を利用した実習ではありません。
	人材派遣事業	派遣登録のための実習ではありません。
	障害者雇用支援サービス事業	障害者雇用支援サービス事業を利用した実習ではありません。
	農園型サービス事業	農園型サービス事業を利用した実習ではありません。
	サテライトオフィス型サービス事業	サテライトオフィス事業サービスを利用した実習ではありません。

◆【申請・連絡先】**東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課コーディネート事業係**

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8F

電話 03-5211-2682（受付時間 土日祝・12/29～1/3を除く 9：00～17：00）